

## 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度

学校管理下（登下校中、授業中、部活動など課外活動中、学校行事など）でのケガなどについて、健康保険が適用される受診を対象とした災害給付を行う制度です。基準に該当すると、健康保険法に基づく診療報酬額の10分の4が支給される制度です。本校は入学時にスポーツ振興センターへの加入の同意をいただき、全員加入とさせていただいております。

### 申請の手順

★学校ホームページからも申請概要のお知らせの閲覧と必要書類がダウンロードできます。

- ①災害報告書（ケガの状況）を生徒本人が書きます。
- ②「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等、医療機関での証明に必要な書類を渡します。

↓

- ③各医療機関、薬局などの受付窓口にて書類に医療費の証明をいただいでください。  
（病院によってはすぐに発行できない場合があります。）

↓

- ④証明された書類を保健室に提出してください。記載内容に間違いがないか、確認します。
- ⑤学校から日本スポーツ振興センターへ申請処理を行います。



↓

（日本スポーツ振興センターの審査があります。給付まで2～3か月程度かかります。）

↓

- ⑥給付が決定されましたら、学校から生徒へお知らせを渡します。
- ⑦印鑑を持参し、事務室にて給付金を現金で受け取ります。

受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなるのでご注意ください。

※こちらもご参照ください

[学校または通学中にケガをしたときの手続き方法（スポーツ振興センター発行）](#)

[スポーツ振興センター申請のポイント（錦城高等学校保健室配布）](#)

状況	必要書類	依頼先
学校管理下でケガをし、治療費が保険適応で窓口払いが1,500円を超えたのでスポーツ振興センターの給付金申請を希望したい	<a href="#">災害報告書</a>	本人記載
学校管理下でのケガで病院に行き通院・リハビリを行った	<a href="#">医療等の状況 別紙3(1)</a>	医療機関
学校管理下でのケガで整骨院（柔道整体師）に行き通院・リハビリを行った	<a href="#">医療等の状況 別紙3(3)</a>	整骨院（柔道整体師）
上記の理由にて処方薬局でお薬をもらった	<a href="#">調剤報酬明細書 別紙3(7)</a>	処方保険薬局
学校管理下でのケガで医師の指示により装具が必要になった <a href="#">（※治療用装具・生血明細書 記入例）</a>	<a href="#">治療用装具・生血明細書</a> 領収書のコピー	医療機関と保護者
単位療養額が70,000円（7000点）以上の場合 <a href="#">（※高額療養状況の届 記入例）</a>	<a href="#">高額療養状況の届</a>	保護者